

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年一月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十八号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二第二十項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。